

上板町町制70周年記念町民手作りイベント事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町制70周年の節目を迎えるに当たり、この70周年を町民全体で祝い、喜びを分かち合い、上板町への郷土愛をはぐくむため、本町の良さと魅力を効果的に発信するための新たなイベント、事業等を実施する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、町内に存し、かつ、町内に主たる活動拠点を置く団体で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 団体を構成する者の数が概ね5名以上であり、かつ、町民がその過半数を占めていること。
- (2) 規約等を有し、予算、決算及び事業報告（活動実績がない団体にあっては、予算及び年間の事業計画）に関する事務を適切に処理していること。
- (3) 政治上の主義若しくは施策若しくは宗教上の教義を推進し、又はこれに反対する活動を行っていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1条の趣旨に合致し、その成果及び効果が今後の本町の更なる飛躍につながると見込まれる事業で、申請の日の属する年度内に実施し、かつ、完了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 本町の名誉を傷つけ、又は信用を失墜するおそれのある事業
- (4) 当該団体において過去に実施している事業
- (5) その他町長が不適当と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象となる経費から除くものとする。

- (1) 食糧費及び備品購入費
- (2) 他の補助制度による補助金の交付を受け、又は受ける予定である事業に係る経費
- (3) その他町長が補助金の交付の対象となる経費として適当でないと認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で前条に規定する経費の実績額とする。ただし、補助対象事業1件につき、10万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(要望書の提出)

第6条 補助対象事業としての採択を受けようとする者は、あらかじめ町長に対しその定める期日までに上板町町制70周年記念町民手作りイベント事業採択要望書(別記様式。以下「要望書」という。)を提出しなければならない。

(上板町町制70周年記念町民手作りイベント事業選定委員会)

第7条 前条の規定により提出のあった要望書について、その内容を審査し、及び補助対象事業の選定を行うため、上板町町制70周年記念町民手作りイベント事業選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、副町長をもって充て、委員会を総理する。

4 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

5 委員は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 総務課長

(2) 企画防災課長

(3) その他

6 委員会の庶務は、企画防災課において処理する。

(補助対象事業の採択)

第8条 町長は、委員会の審査結果を踏まえて補助対象事業の採択の可否を決定し、要望書を提出した者に通知するものとする。

(補助金の交付手続)

第9条 補助金の交付の申請、決定等の手続及びこれらに使用する書類の様式については、別に定めるところによる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は令和7年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの訓令の規定に基づき既に交付された交付申請に係る補助金に関しては、この訓令の失効後も、なおその効力を有する。